

第2期
由布市教育振興基本計画
「『G・E・N・K・I』ビジョン」
(案)

由布市教育委員会

目 次

第1部 基本理念

第1章 計画策定の趣旨

第1節 はじめに	1
第2節 第1期計画の総括	1
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画期間	3

第2章 教育を取り巻く状況の変化

第1節 現状と課題	4
-----------	---

第3章 基本理念・目標

第1節 基本理念	6
第2節 目標	6
第3節 由布市教育委員会の施策の体系	7

第2部 基本計画

第1章 教育基盤の形成

第1節 教育委員会の現状と課題	8
第2節 教育委員会機能の向上	8
第3節 事務局機能の充実	9
第4節 安全・安心な教育環境と教育条件の充実	11
第5節 学校規模適正化の推進	12

第2章 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

第1節 学校教育の現状と課題	14
第2節 知・徳・体バランスのとれた教育の推進	17
第3節 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進	21
第4節 信頼と協働による学校づくりの推進	25

第3章 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進

第1節 社会教育の現状と課題	26
第2節 学びのための支援・体制づくり	26
第3節 学びと活動の充実	28
第4節 文化の薫るふるさとづくり	30

第4章 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして

第1節 スポーツ振興の現状と課題	31
第2節 方向性と取組	31

第 1 部 基本理念

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 はじめに

政府は平成 25 年 6 月 14 日に第 2 期教育振興基本計画を策定し、平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が公布され、翌年 4 月 1 日に施行され、教育委員会制度が改正されたことから、国では様々な取組を行ってきました。

本市でも教育基本法の趣旨に鑑み、平成 26 年 12 月に「『G・E・N・K・I』いっぱい由布市民」を基本理念とする由布市教育振興基本計画「『G・E・N・K・I』ビジョン」を策定しました。この計画を基に本市では教育に関する様々な施策を推進してきましたが、計画策定後、教育を取り巻く社会の動向は大きく変化しています。

そういった中で、平成 30 年 6 月 15 日に第 3 期教育振興基本計画が策定され、国の教育の方向性が示されました。

第 2 節 第 1 期計画の総括

第 1 期計画（平成 27 年度～平成 30 年度）では、本市の教育行政を推進していくための基本的な考え方として掲げた基本理念『「G・E・N・K・I」いっぱい由布市民』の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、5 つの主要施策には 23 項目を設定し、その達成状況も参考にしながら、施策の進捗状況を検証してきました。平成 27 年度から 29 年度の 3 カ年における達成状況の内部評価平均値は別表 1 のとおりとなっています。

3 カ年で「目標を上回る」「ほぼ目標どおり」のものが 18 項目、目標を下回っているものが 5 項目となっています。

各施策の主な取組は確実に進められ、それぞれ一定の成果をあげている一方、第 1 期計画における課題を一つ一つみていくと、未だ取組の成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在します。基本理念の実現と更なる取組を引き続き進めていく必要があります。

このことから、第 2 期計画においては、基本的な考え方は第 1 期計画を踏襲し、基本理念は変更せずに、5 つの目標を継続したうえで、これまでの施策の見直しによるこれからの充実と発展、質の向上に努めます。

さらに、第 1 期計画策定以後、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を本計画に盛り込み、今後 7 年間、課題解決に向けた取組を推進します。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価（評価平均値）

※本体系は第1期計画に基づくもので、2のⅢおよびⅣについては、第2期計画では1「新たな教育基盤の形成」に移動しています

基本施策	項目		H27	H28	H29	評価 平均値
1 新たな教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上		B	B	B	90
	II 事務局機能の充実		B	B	C	86
2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進	I 知・徳・体バランスのとれた教育の推進	①確かな学力の向上	B	B	B	90
		②豊かな心の育成	B	A	A	96
		③健やかな体の育成	B	B	B	90
		④特別支援教育の充実	A	A	A	100
		⑤一人ひとりを大切にする生徒指導と自立支援体制の充実	B	A	A	96
		⑥幼児教育の充実	A	A	A	100
		⑦連携型中高一貫教育の推進	B	B	B	90
	II 信頼と協働による学校づくりの推進	①開かれた学校づくりを推進	B	B	B	90
		②信頼される学校づくりの推進	B	B	B	90
		③豊かで安全・安心な環境づくり	B	B	B	90
	III 安全で快適な学校施設・設備の充実		B	B	A	93
	IV 学校規模適正化の推進		A	C	B	90
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	I ひとりひとりが生きがいをもち学ぶことができる場の提供		B	B	B	90
	II 「育ちあい・伝えあい・支えあう」人と人がつながる仕組みづくり		B	B	B	90
	III 社会の一員として社会活動や地域活動に参加するための環境づくり		B	B	B	90
	IV 文化の薫るふるさとづくり		C	B	B	86
4 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進	I 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進		B	A	B	86
5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実		B	A	B	93
	II スポーツ活動・大会の推進		C	B	B	86
	※スポーツ・レクリエーション活動の推進		B	B		
	※合宿の誘致		C	C		
	III 指導者及び団体の育成		B	B	B	90
	IV 競技スポーツの推進		C	C	A	86

各年内部評価については以下のとおりとして、平均値を出しました。

目標を上回る・・・・・・A（100）

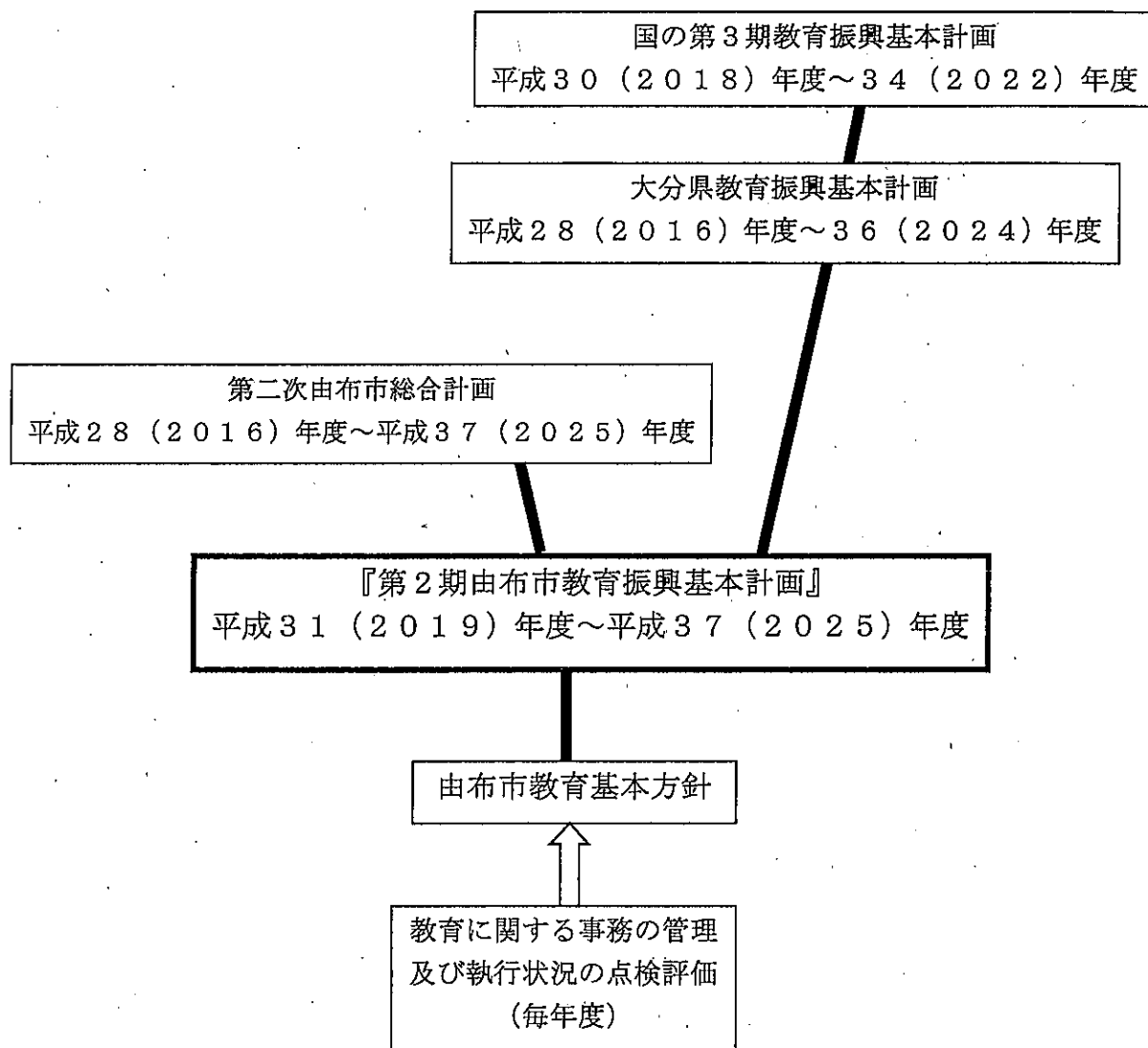
ほぼ目標どおり・・・・・・B（90）

やや目標を下回る・・・・・・C（80）

目標を大幅に下回る・・・・D（60）

第3節 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第3期教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の実情に応じた教育の振興を図るための計画です。



第4節 計画期間

計画期間は、平成31(2019)年度から第二次由布市総合計画基本構想に合わせて、平成37(2025)年度までの7年間とします。

第2章 教育を取り巻く状況の変化

第1節 現状と課題

1 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

こうした中、本市の人口は合併時の平成17（2005）年は35,386人でしたが、平成22（2010）年には34,702人、平成27（2015）年は34,262人と減少を続けています。

また、少子高齢化も進行しており、65歳以上の占める割合は、平成17（2005）年の26.7%から平成22（2010）年には29%へ、平成27（2015）年には32.3%へと上昇しています。一方15歳未満人口の占める割合は、平成17（2005）年の13.2%から平成22（2010）年には13%へ、平成27（2015）年には12.6%へと低下しています。

第2期由布市総合計画の終了年である7年後の平成35（2025）年の人口は31,068人と予測されており、2015年から2025年までの減少率は10.5%となっており、今後人口減少が本格化されることが見込まれています。

【出典：国勢調査、学校基本調査、第二期由布市総合計画基本構想】

2 グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等地球規模の人類共通の課題が増大する中、教育においても国際理解、コミュニケーション能力の育成等、それらの課題に積極的に取り組むことが求められています。

3 情報化・情報技術の進展

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあります。2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoT（Internet of Things（モノのインターネット））やビッグデータ、AI（Artificial Intelligence（人工知能））等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。

情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘があります。また、子どもがSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれる等子どもの安全を脅かされる事態が生じています。

情報教育の徹底を図り、情報を取捨選択できる能力を向上させることが重要となっています。

4 地域コミュニティの変容

地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な事態も生じています。

こうした状況の中、家庭・地域・学校が連携し、地域コミュニティとの関わりを持ち、地域が人を育て、人が地域を構成する循環を生み出していくことが求められています。

5 防災意識の高まり

平成28（2016）年4月14日以降に熊本地震が相次いで発生し、特に16日に発生した地震は由布市へも大きな被害をもたらしました。

地震だけではなく、台風、豪雨災害が度々発生していますが、災害に備えて、日ごろから防災意識を高めるとともに、地域や家庭で安全を確保するための行動をとることが求められています。

また、教育施設の点検を行うことも重要です。

第3章 基本理念・目標

第1節 基本理念

由布市教育委員会は第1期由布市教育振興基本計画（『G・E・N・K・I』ビジョン）基本理念を、第2期計画でも引き続いて基本理念とします。

「G・E・N・K・I」は、「学力・笑顔・人間性・健康・活気・知性・生きる力」から頭文字などをそれぞれとっています。これら7つの言葉を基本とした教育施策を行い、元気いっぱいな由布市民に創りあげていきます。

この基本理念により、本計画の通称「『G・E・N・K・I』ビジョン」がつけられています。

第2節 目標

G.....学力（Gakuryoku）の向上

E.....笑顔（Egao）が絶えない由布市民に

N.....豊かな人間性（Ningensei）の育成

K.....健康（Kenkou）で活気（Kakki）あふれる地域社会の形成

I.....知性（Intelligence）や生きる力（Ikiruchikara）の育成

由布市教育委員会は、基本理念に基づき、以上に掲げることを引き続いて目標とします。

まず、知識や考える力、そのような面から学力は必要であり、学力を向上することが前提となります。次に笑顔が絶えないような豊かな人間性を育成して、それによって、健康で活気あふれる地域社会をつくる担い手、リーダーの形成を行う必要があります。

また、本市や地域などの諸問題に対して対処できる知性や国際化、高度情報化などの社会の変化に対応しうる生きる力をはぐくむことも重要です。

そして、最終的には、これらの目標を達成することにより元気いっぱいな由布市民を創りあげることを目指していきます。

第3節 由布市教育委員会の施策の体系

教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上
	II 事務局機能の充実
	III 安全で快適な教育環境と教育条件の充実
	IV 学校規模適正化の推進
「生きる力」 をはぐくむ 学校教育の推進	I 知・徳・体バランスのとれた教育の推進
	II 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進
	III 信頼と協働による学校づくりの推進
人と人、人と地域を つなぐ社会教育の推進	I 学びのための支援・体制づくり
	II 学びと活動の充実
	III 文化の薫るふるさとづくり
「スポーツ振興」 明るく元気な由布の 創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実
	II 団体及び指導者の育成
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進
	IV 合宿の誘致
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進
	VI 競技スポーツの振興

第2部 基本計画

第1章 教育基盤の形成

第1節 教育委員会の現状と課題

教育委員会は、地域における教育の振興を図るため、刻々と変化する社会の情勢や経済情勢を踏まえ、過疎化をはじめ少子化、高齢化、国際化、情報化、環境問題等の諸課題に対し、地域の実情に即した教育方針を定め、施策を講じていかなければなりません。

平成27年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、教育行政における責任体制が明確化され、市長との連携の強化が図られています。

由布市においては平成30年11月から法改正後の制度施行となり、今回の改正では、新教育長が教育委員会の代表者となり、その権限が他の教育委員と比較して大きくなります。一方で、新教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることや、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはありません。

第2節 教育委員会機能の向上

前節の法律改正により、教育委員長と教育長が一本化した新「教育長」が設置され、権限が大きくなります。教育委員会では教育委員による教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化が求められます。市長との協議の場である総合教育会議では、教育各分野の重要事項について方針を決定し、執行機関として、本計画に則した施策の決定・執行を行っていきます。教育委員の役割は重要であり、由布市でも教育に関する市民の意見・要望が多様化し、教育をとりまく環境の変化が大きくなる中において、これを的確に把握、反映し、市民に信頼される教育委員会の組織・体制を築くことが求められています。

現場の実情の把握及び情報収集を図るため、毎年行っている学校をはじめとする所管施設への訪問を充実させます。また、各種会議あるいは研修に出席し、研鑽に努めます。さらに、本計画を基本として毎年度の教育方針を明らかにするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たすため、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見を活用して点検・評価を引き続き行います。その結果を議会に報告し、市民に公表することにより透明性を向上するとともに、教育行政に係る事務・事業の効率化に活用します。

教育委員による教育長のチェック機能を強化する観点から、教育委員定数の1/3以上からの会議の招集の請求が可能となり、また、教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務の規定が新設されました。さらに会議の透明化のため、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表し、審議の活性化を図ります。

第3節 事務局機能の充実

教育委員会の事務局機構（図1）については、教育委員会の運営や事務局の統括業務、教育関係施設の業務を行う「教育総務課」、学校教育全般を担い、学校経営の支援・管理、連携型中高一貫教育の推進および学校給食を担う学校給食センターを所管する「学校教育課」、社会教育全般を担い、生涯学習や文化の振興、公民館の管理、運営を行う「社会教育課」、社会体育の振興を図り、体育施設の管理、運営を行う「スポーツ振興課」を置き、各課等の役割を明確にしています。

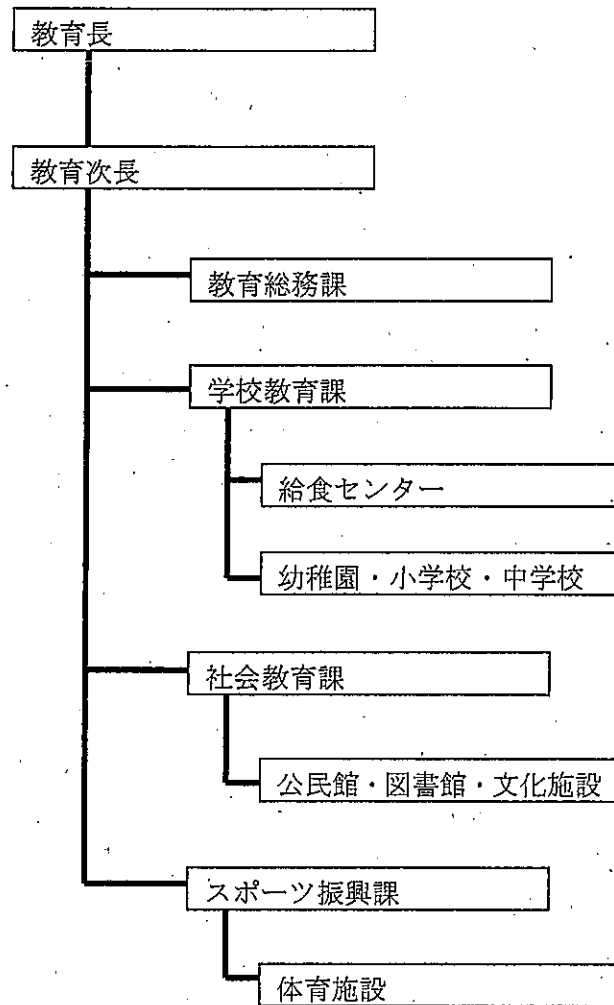
由布市では平成28年7月から本庁舎方式へ移行し、教育委員会事務局は庄内本庁舎へ一括配置となったことから、更なる教育行政の発展に努めます。また、必要に応じて組織の見直しを行い、適正な組織体制にしていきます。

さらに、教育における変化に対して、教育長又は委員が適切な判断や対応ができるようにサポートするため、事務局職員の資質及び能力の向上に努め、事務局機能の強化を行います。

学校教育機関である幼稚園、小学校、中学校、学校支援センター、生涯学習施設である公民館及び図書館、体育施設についても、運営管理や機能向上を図ります。

(図1)

事務局機構



第4節 安全・安心な教育環境と教育条件の充実

(1) 学校施設・設備の整備・充実

① 学校施設・環境改善

学校施設は、児童生徒にとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとって災害発生時の避難場所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど安全性の確保は、極めて重要となっています。

由布市では耐震性が低いとされる1981（昭和56）年以前の建物の耐震化工事を実施し、平成27年度で耐震補強工事が完了しました。

平成30年度は全国で記録的な猛暑が続き、愛知県の小学校児童が熱中症で亡くなる痛ましい事故があったことから、小・中学校の冷房設置状況の全国格差が問題として注目されました。

今後は子ども達が適度な室温で授業を受けられる環境を整えます。

数値目標（成果指標） ※指標は学校数および園数を表しています			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (H30年度)	中間年目標値 (H33年度)	最終目標値 (H37年度)
幼稚園、小・中学校の冷房設置率	幼 75%	幼 87.5%	幼 87.5%
	小 64%	小 100%	小 100%
	中 100%	—	—

さらに、児童生徒用トイレの改善（洋式化）、学校内のスロープ設置や体育館入口の段差解消等バリアフリー化、経年劣化に伴う雨漏りや外壁修繕等老朽化対策の工事を行う必要があります。

② 学校施設・設備の点検整備

小・中学校及び幼稚園の施設及び設備、遊具等設備の安全性を点検し、必要に応じて修繕・整備を実施し、学校生活における児童・生徒の安全確保に努めます。

③ 子どもたちの登下校等の安全

学校における登下校時の安全を確保するために、「由布市通学路交通安全プログラム会議」を充実させ、通学路の整備を行い、子どもたちが交通事故に遭わないよう、安全点検、安全管理体制を見直します。

あわせて、防犯上の通学路の安全確認に努め、行政・学校・地域が一体となって子どもたちが安心して登下校できる環境づくりに努めます。

④ 学校情報環境の整備

教職員の情報活用に関する理解の深化と能力の向上、事務負担軽減を図るため、ICT環境の整備を推進します。

タブレット型端末等ICT機器の整備・充実を進め、児童生徒が情報手段に慣れ親しみ、

活用能力と情報モラルを身に付け、適切かつ積極的に活用できるよう学習環境を整備します。

⑤ 教育条件の充実

高等学校や大学等進学にあたっては、由布市・田北奨学会奨学資金制度の広報活動、活用促進に努めます。また、平成30年度に新設された条件付返還免除型奨学資金制度を周知し、適正かつ効率的な運営を図ります。

第5節 学校規模適正化

児童生徒数の推移（毎年5月1日時点）

年 度	小学校		中学校	
	学校数（校）	児童数（人）	学校数（校）	生徒数（人）
平成25（2013）年度	14	1,774	3	936
平成26（2014）年度	13	1,770	3	883
平成27（2015）年度	13	1,804	3	834
平成28（2016）年度	11	1,777	3	819
平成29（2017）年度	11	1,776	3	805
平成30（2018）年度	11	1,783	3	825

平成30年5月1日現在、由布市内には市立小学校11校、市立中学校3校があり、2,608人の児童・生徒が就学しています。

少子化が進む中、小学校の児童数は1,780人前後を横ばいの状態を続け、中学校の生徒数は平成26（2014）年度から2,700人を割り、減少しています。この状態は今後もしばらくは続くものと予想されています。

また、この6年間で小学校3校が統廃合となりましたが、平成30年度末には更に1校が統廃合となり、平成31（2019）年度には小学校10校、中学校3校となります。

由布市教育委員会では、平成19年6月に由布市教育問題検討委員会の答申で示された全市的視点からの教育環境の向上のために、複式学級の解消による教育環境の向上と学校統合による教育予算の効率化をめざし、平成20年2月に市内小学校の学校規模適正化推進計画を決定しました。第1期適正化計画の実施期間においては、3小学校が近隣小学校と統合しました。

平成22年7月に第2期適正化計画の実施期間に入り、地元住民や保護者との協議を重ね、平成25年1月に計画の一部を変更したものの、平成26年4月1日に南庄内小学校が西庄内小学校と統合しました。

また、平成28年4月1日に大津留小学校が阿南小学校と、湯平小学校が由布院小学校とそれぞれ統合しました。

平成29年度の総合教育会議にて第2期適正化計画の見直しを行い、平成31年4月1日には阿蘇野小学校が西庄内小学校と統合となります。

第3期以降については、学校規模適正化の再諮問を含めて今後の状況をみながら全体的な見直しを行います。この計画により、学校規模等の変動に応じて、市内の子どもたちのためのあるべき教育環境の実現を図ります。一方で、対象校の校区の住民や保護者に対しては、引き続き説明や協議を行い、併せて、計画の中身やその動向について、広く市民に情報発信をしていきます。

また、市内の子どもたちの誰もが一定の教育を受けられるように、教育環境の整備にも努めます。特に小学校・幼稚園の統廃合による統合先への通学・通園に関する環境を整備します。中学校の遠距離通学生に対しては、スクールバスの運行により引き続き援助を行っていきますが、同時に安全・安心な通学手段を検討していきます。

※小学校の学級数

国の基準（学校教育法施行規則第41条）では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準と定めている。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでないとされており、由布市では、最低1学年1学級が編成できることを適正規模としている。

由布市学校規模適正化推進計画

平成20年2月15日由布市教育委員会決定

平成25年1月22日一部変更

平成29年11月29日一部変更

	期 間		適正化対象校
第1期	平成20年度～22年度		石城西部小学校（平成20年4月1日統廃合） 星南小学校（平成22年4月1日統廃合） 朴木小学校（平成23年4月1日統廃合）
第2期	前期	平成25年度～29年度	南庄内小学校（平成26年4月1日統廃合） 大津留小学校（平成28年4月1日統廃合） 湯平小学校（平成28年4月1日統廃合）
	後期	平成30年度	阿蘇野小学校（平成31年4月1日統廃合）
第3期	平成31年度～40年度		川西小学校 塚原小学校

※第1期計画対象校は、平成19年4月時点で全児童数10人以下の小学校。第2期・第3期計画対象校は、第1期計画対象校を除く複式学級を有する小学校である。

第2章 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

第1節 学校教育の現状と課題

児童・生徒が、新しい時代を担い、人間性豊かで、自ら判断・行動し、責任を全うすることができる自立した人材として成長するため、学校教育の果たす役割は大きなものがあります。教育内容については、生涯学習の基盤を培うとともに、情報化・国際化・高齢化などの社会変化への適応力を育み、基礎学力の向上はもとより、個性重視の教育、思いやりや感謝の心を育てる教育などを推進する必要があります。また、児童・生徒数は、年々減少しており、その対応が必要となっています。

国の方でも学習指導要領の改訂が行われました。今回の改訂のポイントは2030年の社会と、さらにその先の豊かな未来を築くために、子どもたちに必要な資質・能力をどう育成していくのかという点にあります。第2期教育振興計画は、この学習指導要領の改訂の主旨もふまえ、第1期の取組を再構築しております。

また、増加している支援や配慮を必要とする児童・生徒への対応や部活動の指導・事務処理など、授業以外に多くの時間を割かざるを得ない実態があり、教職員が多忙を極めていることから、地域人材の活用等、働き方改革の観点からも教職員の支援の在り方を検討していきます。

加えて由布市の将来を担い、世界で活躍できるグローバルな人材となり得る児童・生徒を育成していくためには、学校教育における一貫した教育内容確立し、特色ある教育の実践や学校施設・設備の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域との連携を強化し、さらに教職員の研修機会の充実など総合的な取組が必要となります。

したがって、学校教育における第2期の教育振興計画は、新学習指導要領の実施に沿って、教育活動すべてを通して「資質・能力」の育成を目指します。その資質・能力の項目と取組内容は

- ① 生きて働く知識及び技能の習得と定着
 - ・ 知識・技能の習得と活用に向けた整理
 - ・ 知識・技能を定着させるための主体的な再現活動*1
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
 - ・ 教育活動全体を通じた主体的・対話的で深い学びの推進
 - ・ 教科横断的な教育課程*2の実施
- ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成
 - ・ 課題解決の過程を通じた学びに向かう力の育成
 - ・ 生き方や地域社会とのつながりを求める学びの設定

になります。

これを踏まえ、由布市の課題を ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成③健やかな体の育成
④特別支援教育の充実 ⑤生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実 ⑥幼児教育の充実
⑦連携型中高一貫教育の推進 ⑧個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 ⑧開かれた・信頼される学校づくりの推進 としました。

※1 習得した知識や技能を、授業や家庭学習などで繰り返し再現してみる活動

※2 国語や社会、また総合的な学習など複数の教科を組み合わせた学習計画

それぞれの取組における現状と課題は

① 確かな学力の向上

- ・ 学力調査の結果は年度ごとにばらつきがありますが、最近はなくなりつつあります。それは組織的な学力向上の取組が進んできたからです。しかし、今後は教職員の大量退職に伴い、人事異動が一層進むことが予想されます。したがって、教職員が入れ替わっても、取組が継続できるように、P D C A サイクル※3を伴った組織的な取組と教職員の研修体制づくりが必要です。

② 豊かな心の育成

- ・ 由布市の子どもたちの園・学校での様子は、とても落ち着いております。その基盤は、良好なコミュニケーションと豊かな人権感覚および、規範意識の高さと考えます。
したがって、それを支える「特別の教科道徳」の授業と評価の研究や「人権・同和教育」の充実、さらに読書習慣の確立などが大切です。

③ 健やかな体の育成

- ・ 子どもたちの健やかな体の育成には、子どもたち自ら健康を目指していく意識のもと、運動量の確保やバランスのとれた食生活、加えて睡眠時間の確保のための規則正しい生活習慣の確立などが望まれます。しかしながら、携帯ゲーム機の普及や授業時間増に伴う外遊びの時間の削減など、子どもが健康的な生活を送る阻害要因が増えてきています。今後、園や学校だけでなく様々な機関や家庭が連携し、健康教育の推進を図っていく必要があります

④ 特別支援教育の充実

- ・ 障がい者差別解消法※4の施行や由布市における5歳児健康診査※5の導入に伴い、特別支援教育に対する啓発の機会が増え、全市的に特別支援教育についての意識は高まってきました。今後とも、特性を持った子どもの困りに対応するため、支援体制並びに環境整備の充実を図るとともに、教職員の専門性を高めることが不可欠です。

⑤ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

- ・ 生徒指導事案、いじめ・不登校事案の背景には、子どもの心の不安定さや家庭環境の苦しさ等様々な要因が考えられます。そして、その対応は園や学校だけでは困難です。そこで、行政や専門機関・専門員が連携して支援にあたるようシステムを構築してきました。まだ整備の途中ではありますが、不登校数の大幅な減少など成果を上げています。今後ともこの取組を継続します。

※3 効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan)→実践(Do)→検証(Check)→改善(Action)という段階的な活動の循環

※4 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け制定された法律

※5 発達障がい等の特性に対する支援のため、5歳になる年度の子どもの対象に行われる健康診査

⑥ 幼児教育の充実

- ・ 近年問題になっていた、小学校への不適応の一つである「小1プロブレム※6」の発生数はずいぶん減少しました。このことは、幼児教育の充実が大きく関係します。この幼児教育の充実は、主体的な研修の実施と幼保小の連携の取組に裏付けられています。教員の若年層の増加もあり、研修の充実に努めていく必要があります。

⑦ 連携型中高一貫教育の推進

- ・ 由布市連携型中高一貫教育も8年目を迎え、3中学校と由布高校の様々な連携の取組は、生徒や教職員に浸透してきています。しかし、これらの活動が、由布市からの進学希望者数の増加に必ずしも結び付いていないという現状があります。その要因として、由布高校に進学後、由布市での地域を支えていくというビジョンが弱いのではないかと考えます。

そこで由布市における、「地域を支える人材の育成の場」としての由布高校の存在意義を再度見つめなおし、6年間の中高一貫教育で、「ふるさとを想い、ふるさとのために自分のできることを探せる人材の育成」をめざしていくことが求められています。

⑧ 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進

- ・ 新学習指導要領では30年後の社会を想定し、そこで生き抜く子どもたちに必要な資質・能力の育成を目指しております。それに伴い、情報教育をはじめとする新しい教育への対応が不可欠です。また、多様化する社会の現状をふまえ、個に応じた子どもの支援もますます重要視されます。

⑨ 開かれた・信頼される学校づくりの推進

- ・ 信頼と協働による学校づくりをしていくためには、保護者や地域と様々な情報を共有することが大切です。さらに、そこからあげられる成果と課題を整理し、学校の教育目標を達成していく過程をとおして育まれると考えます。今後コミュニティ・スクール※7を核として学校評価※8や情報公開を一層推進していく必要があります。

※6 小学校入学時に、授業中の離席や大声を出す等の集団行動ができない状態が続くこと

※7 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校 市内全小中学校が指定されている

※8 学校運営の改善に向けて学校の目指す目標を設定し、その取組状況や達成状況を評価するもの

第2節 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

(1) 市及び学校教育方針の具体化

① 「由布市教育委員会の教育方針」の推進

本基本計画及び単年度毎の具体的施策や重点施策を策定し、由布市として教育目標の達成にむけて、全学校・園で組織的に取り組んでいきます。由布市教育委員会の教育方針、スローガン、構想図を作成し、全学校・園で方針にそって教育を推進します。

② 特色ある学校教育の推進

教育委員会の教育方針に従い、各学校の教育目標を具体的に立て、実現に向けての取組を明確にします。上記の取組を具体的にするため、市としては、資質・能力を意識した子ども像を設定します。

資質・能力	資質能力を意識した、目指す子ども像
知識及び技能の習得	・課題解決のために必要な、知識・技能を主体的に身につけようとする子ども ・得た知識・技能を整理分類し、活用できるようにしようとする子ども ・得た知識・技能を再現し、定着させようとする子ども
思考力、判断力、表現力、等の育成	・直面している現象と既有知識との比較や関係づけを行う子ども ・課題解決の見通しをもとにして、多様な価値観を認めながら、必要な情報を選択する子ども ・課題解決の過程で生まれる、思考の変化や到達したゴールを様々な手段で伝えあう子ども
学びに向かう力、人間性の涵養	・教科における学習や生活から生まれる課題を課題解決の過程を通して、他者と協力して取り組む子ども ・学びを自分の生き方や社会の改善に生かしていこうとする子ども ・失敗をおそれず、目的の達成に向けて取り組む子ども

子ども像の設定後は、その実現に向け学校も教育目標を設定し、由布市が統一した取組を行います。

各校ではその取組状況を把握するため、校長が作成したグランドデザインのもと学校評価を行います。具体的には、取組の進捗状況を自分たちで確認するため、学期ごとに重点目標をもとにした取組指標の達成状況を確認します（自己評価）。さらに、学校評価検討委員に学校関係者評価※9を行ってもらい、取組の改善を図ります。

※9 学校が、学校の教育目標の達成状況を自己評価したものを、地域の民生委員や自治委員等の関係者に評価してもらうもの

(2) 確かな学力の向上

① 基礎・基本の徹底と学びの深化

ア 「わかる」授業の推進

- ・ 学びを実感するための、めあてとふり返りが明確な授業実践

イ 個に応じた指導の充実

- ・ 少人数指導や習熟度別指導の実践
- ・ 補充学習や家庭学習の充実

ウ 組織的な授業改善の取組

- ・ 学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員、指導法工夫改善教員や指導教諭※10

等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援

- ・ 国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策

エ 地域人材の活用

- ・ 教員経験者や専門家を活用した授業の実施

指標名	基準値	目標値	
	H30 年度	H33 年度	H37 年度
児童生徒の学力 知識の平均正答率 (全国比 国語+算数・数学)	小 -4.2	小 ±0.0	小 +1.0
	中 -0.2	中 ±0.0	中 +1.0
児童生徒の学力 活用の平均正答率 (全国比 国語+算数・数学)	小 -2.2	小 ±0.0	小 +1.0
	中 -1.1	中 ±0.0	中 +1.0
児童生徒の学力 課題の解決に向けての意識 (肯定的な回答をした割合)	小 77.1	小 80.0	小 83.0
	中 73.1	中 76.0	中 79.0
児童生徒の学力 話し合いの活動で考えを深める意識 (肯定的な回答をした割合)	小 73.6	小 78.0	小 81.0
	中 78.5	中 82.0	中 85.0

*平成30年度 全国学力学習状況調査および質問紙調査より

(3) 豊かな心の育成

① 「特別の教科 道徳」の充実

ア 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実

- ・ 考え、議論する道徳の授業の実践
- ・ 一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実

イ 体験活動の推進

- ・ 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進

② 豊かな人権感覚の育成

ア 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業の実践の推進

イ 「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った教育活動の充実

※10 学力向上支援教員＝域内の授業改善のため、授業公開や授業観察等を行う教員

習熟度別指導推進教員＝域内の習熟度指導推進のため、授業公開や取組方法の紹介等を行う教員

指導教諭＝主として勤務校の授業改善や校内研究体制の推進のために、指導を行う教員

③ 良好なコミュニケーション力の育成

- ア 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
- イ 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
- ウ Q-U調査※11の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進

④ 読書活動の推進

- ア 読書習慣の確立
 - ・ 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
 - ・ 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
 - ・ 図書通帳※12の活用
- イ 学校図書室の充実と活用
 - ・ 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
 - ・ 司書や司書教諭※13等関係職員との連携（特に並行読書等に関わる）

指標名	基準値		目標値	
	H30 年度		H33 年度	H37 年度
自己肯定感 自分には良いところがある (当てはまると回答をした割合)	小 35.1	中 44.5	小 38.0 中 48.0	小 41.0 中 51.0
規則尊重 学校のきまりを守っている (当てはまると回答をした割合)	小 31.3	中 67.5	小 40.0 中 70.0	小 50.0 中 73.0
地域との関わり 地域や社会の問題に関心があるか (当てはまると回答をした割合)	小 21.2	中 24.7	小 30.0 中 30.0	小 40.0 中 50.0
将来への展望 将来の夢や目標をもっているか (当てはまると回答をした割合)	小 67.4	中 47.7	小 70.0 中 60.0	小 73.0 中 70.0
将来への展望 人の役に立つ人間になりたいか (当てはまると回答をした割合)	小 70.1	中 74.2	小 73.0 中 77.0	小 76.0 中 80.0

平成30年度 全国学力学習状況調査および質問紙調査より

(4) 健やかな体の育成

① 健康教育の推進

- ア 児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクト※14推進
- イ 健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
- ウ むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口※15の拡大

※11 子どもの学級における満足度や生活意欲等をアンケートによって調べる調査。年2回すべての小中学校で行っている

※12 由布市内の公民館内の図書を借りたデータを、銀行の通帳のように個人が確認できるもの

※13 学校の図書館教育を計画、推進していく教員。12学級以上の学校に配置が義務づけられている

※14 児童生徒の生涯にわたる健康づくりに向けて、特に小児成人病予防を焦点にした取組

※15 フッ化物を溶かした水溶液で1分間程度ぶくぶくうがいを行うこと

② 「食育」の推進

ア 「食育」に関する事業の展開

- ・ 各学校の「食育推進計画」の実践
- ・ 学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施

イ 安全・安心な学校給食の推進（食育に関連した）

- ・ 学校給食における食中毒を防止するための衛生管理の徹底

③ 学校体育の充実

ア 体育の授業の充実

- ・ 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
- ・ 指導者の研修や外部人材の活用
- ・ 小学校体育専科教員※16の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）

イ 体力向上プランの実践

- ・ 「一校一実践※17」の取組の推進・充実
- ・ ラジオ体操の指導

ウ 部活動に幅広い人材を活用

- ・ 部活動指導員※18の導入

指標名	基準値	目標値	
	H29 年度	H33 年度	H37 年度
児童生徒の体力 体力運動能力調査 （総合評価C以上の児童生徒の割合）	小男 79.2	小男 82.0	小男 85.0
	小女 82.1	小女 85.0	小女 87.0
	中男 80.1	中男 83.0	中男 86.0
	中女 91.6	中女 93.0	中女 95.0
児童生徒の健康 むし歯保有率	小 60.0	小 55.0	小 50.0
	中 52.7	中 50.0	中 45.0
健康教育 栄養教諭を活用した食育 学校ごとの実施率	小中 100	小中 100	小中 100

平成29年度 体力・運動能力調査より

※16 小学校において体育を専門的に指導する教員

※17 児童生徒の体力向上のため、学校が独自に特徴的な取組をおこなうもの

※18 校長の監督を受け、実技指導や大会、練習試合の引率を行う学校の職員

第3節 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育についての研修の充実

- ・ 教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実

② 特別支援教育についての連携の充実

- ・ 関係機関と連携による、「個別の教育支援計画※19、個別の指導計画※20」の策定、系統的・継続的な教育的支援のための指導の実施

③ 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立

- ・ 全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置および個別の事案を検討するケース会議の実施

④ 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への対応

ア 特別支援員の配置等人的環境整備

- ・ 一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施

イ 教育相談の充実

- ・ 通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談や専門家相談の利用の推進

ウ スクールソーシャルワーカー(S S W)※21、スクールカウンセラー※22や指導主事による対応

- ・ 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

指標名	基準値	目標値	
	H29 年度	H33 年度	H37 年度
特別支援教育 個別の教育支援計画 (通常学級在籍で作成が必要だが、未作成の数)	小 22 中 8	小 0 中 0	小 0 中 0
特別支援教育 個別の指導計画 (通常学級在籍で作成が必要だが、未作成の数)	小 20 中 8	小 0 中 0	小 0 中 0

平成29年度 特別支援教育に関する調査より

※19 子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から各種専門機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的視点に立った支援を行う計画

※20 子ども一人一人の特性に応じてきめ細かい指導を行うための、個別目標、指導内容、方法などを盛り込んだ計画

※21 様々な課題を抱える子ども、家庭に対応するため、医療機関や児童相談所

※22 子どもの臨床心理に関して専門的な知識を有し、子どもへのカウンセリングや職員への助言等を行う職員

(2) 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実

① 学校内の教育相談体制の確立

- ア 管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を含む校内教育相談体制「チーム学校」の確立
- イ 「地域教育相談コーディネーター」の活用によるいじめ・不登校の対応体制の充実
- ウ 中学校3校、小学校4校に県のスクールカウンセラー(S C)配置及び配置校以外の学校へ市の臨床心理士によるカウンセリングや心理検査等の実施

② 市の教育相談体制の整備、充実

- ア 「由布市学校子ども支援センター※23」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による相談体制の整備と学校支援の充実
- イ 「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」※24の充実を図り、不登校児童・生徒の学校復帰を支援

指標名	基準値	目標値	
	H29 年度	H33 年度	H37 年度
生徒指導 いじめの解消率	小 82.1 中 80.4	小 85.0 中 85.0	小 95.0 中 95.0
生徒指導 不登校の出現率	小 0.39 中 2.73	小 0.30 中 2.50	小 0.25 中 2.00
生徒指導 不登校の学校復帰率（コスモス） ※コスモスから学校へ、チャレンジ登校できた人数	40 %	50 %	60 %

平成29年度 児童生徒の問題行動調査より

(3) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の充実

- ア 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
- イ 小1プログラムの解消
 - ・ アプローチカリキュラム※25（年長時）の実施と小学校との連携

② 子育て支援の推進

- ア 就学前保育・教育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進
- イ 保育所・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動

③ 子育て教育相談の推進

- ア 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談
- イ 預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の促進・充実

④ 「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化

- ア 教育方針と指標を明確にした幼稚園評価

※23 由布市内の子どもの教育相談、自立支援、問題行動、特別支援、修学相談等に学校等と連携して取り組み、支援している組織

※24 主に不登校の子どもの学校復帰を目指し、挾間町の民家を借りて運営している施設

※25 就学前の子どもたちに対して、小学校入学までにつけたい力を想定し、その習得を目指すためのカリキュラム

指標名	基準値	目標値	
	H30 年度	H33 年度	H37 年度
幼児教育 小1プロブレムの発生 (発生した学級の割合)	12.5 % 2/16	0%	0%
幼児教育 個別の教育支援計画の作成 (全園児を対象にしたわくわくシート*26 の 作成園割合)	14.3 % 1/ 7	100%	100%

平成30年度 由布市独自調査より

(4) 時代の要請に応じた教育の充実

① 情報教育の推進

- ア 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
- イ 個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上
- ウ 論理的思考力や情報処理能力を目指したプログラミング教育の充実

② 環境教育の充実

- ア 「由布市学校エコ運動」の推進
- イ 各教科等における環境教育の取組の推進

③ 国際理解教育の充実

- ア 中・高合同教科部会を核とした、小学校外国語・中学校英語教育の充実
- イ 市教委・ALT等による、小学校外国語教育への教材開発の支援

④ 防災教育・安全教育の充実

- ア 非常時の際、学校の作成する防災マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
- イ 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築

⑤ オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ア オリンピック競技・パラリンピック競技を契機として、スポーツの意義や価値、障がいに対する理解の促進を図る

⑥ がん教育・薬物乱用防止教育等の推進

- ア 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成をめざし、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進による喫緊の課題への対応

⑦ 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ア 新しく、時代からの要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・ESD*27について、学習指導要領に基づく指導内容の徹底を図る

※26 公立幼稚園に通う園児に対して、保護者と子どもにつけたい力を共有し、ともに成長を感じるために作成するシート

※27 持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととし捉え、その解決に向け行動を起こす力を身につけるための教育

(5) 将来の由布市を担う人材を育む連携型中高一貫教育の推進

第2期を機に、「由布市の魅力を発信できるリーダーとして、地域に貢献する自立した“由布の人”づくり」をテーマに取組をすすめます。

① 中高合同教科部会を軸とした学力の向上

- ア 基礎基本事項の定着を目指した指導法の共有
- イ 新学習指導要領に対応した問題解決型学習・課題探求型学習の中高を通じた実践
- ウ 中高合同教科部会の充実

② リーダーの育成

- ア 特別活動の充実によるリーダーの育成
- イ 由布市合同生徒会活動における交流活動
- ウ 由布市合同生徒会主催の中校合同ボランティア活動の支援

③ 地域学の推進

- ア 小中における地域学※28の推進
- イ 由布市のことをより深く学ぶための由布市検定※29の取組の推進
- ウ 小中学校の総合的な学習と由布高校の由布高魅力化事業※30の連動
- エ 中高全員で取り組むキャリア読書※31の取組など入れたキャリア教育との融合

指標名	基準値	目標値	
	H29年度	H33年度	H37年度
中高一貫教育 由布高校進学率 (由布市内からの進学者数80名以上)	71人	80人	85人

平成29年度 由布市独自調査より

※28 由布市の“ひと(地域人材)・もの(特産品等)・こと(歴史・現状)”を学ぶことを通して、由布市が抱える課題の解決を目指そうとする学問

※29 語学検定、おもてなし検定、由布の学び検定を全て取得した生徒を認定

※30 「学力向上」「由布市貢献」「人間力+ (プラス)」の3つのプロジェクトで、由布高校の取り組み

※31 毎週金曜日に教職員が推薦したキャリア教育に関する読み物を全校生徒で読み感想を記録する活動

第4節 信頼と協働による学校づくりの推進

第1期で達成したコミュニティ・スクールの導入を機に、第2期ではコミュニティ・スクールの充実を図ることで、信頼と協働による学校づくりをすすめていきます。

(1) 開かれた学校づくりを推進

① 学校公開の日を設定

② 学校の情報公開の積極的な取組

ア 学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等公開

(2) 信頼される学校づくりの推進

① 特色ある学校づくりの推進

ア 校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成

- ・ 具体的な教育目標と具体的取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の実践

イ 組織としての学校運営

- ・ 全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

② 学校評価の推進

ア 学校評価の実施と公表

③ 教員の意識改革と資質能力の向上

ア 研修（県及び市主催）の充実

- ・ 県等が主催する各種研修会への積極的な参加
- ・ 由布市教育振興協議会と連携し、教育課題の分析や研修計画の作成

イ 校内研究の充実

- ・ 学校の教育課題を明確化することによる、組織的・計画的かつ日常的な授業研究への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）

④ 学校と家庭・地域の協働による教育の推進

ア 地域での子どもの教育の推進

- ・ 「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進

イ コミュニティ・スクールの実施による一層の学校・家庭・地域の「協働」の推進

- ・ 市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施（今年度4月から）による家庭・地域との協働の拡大・促進
- ・ 家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進

第3章 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進

第1節 社会教育の現状と課題

現代社会では、人々の生活の多様化により住民の要望も複雑化してきており、また、少子高齢化・農村地域の過疎化・地域コミュニティの希薄化などが今までよりも早いスピードで進んでいます。また、医療体制の充実や生活水準の向上により、今後は「人生100年時代」の到来が予測されています。

第1期由布市教育振興基本計画では、学ぶための条件整備や人と人がつながる仕組みづくりなどに取り組んできました。地域協育の推進では、従来実施してきた放課後子ども教室や土曜教室に加え、新たに中学生学び応援教室に取り組みました。また、これまで課題となっていた老朽化した公民館等の社会教育施設については、建て替えを含めた条件整備の管理を計画的に行い、平成30年度には庄内公民館を建設し、学ぶための条件整備を推進することができました。

第2期計画では、急速に変化していく社会の諸問題に、市民や地域が自らの力で解決できる力を身に付けるために、第1期計画からの学びのための体制づくりを継続して行い、一人ひとりが生涯にわたって身近に学ぶことのできる場の提供と、その中で培った学習成果を発揮できる機会の充実に取り組んでいきます。

第2節 学びのための支援・体制づくり

(1) 第4次由布市社会教育振興計画の策定

由布市の社会教育課題の把握とその解決に計画的に取り組むために、社会教育調査の分析や計画策定委員会での協議等を行い、平成32年度に「第4次由布市社会教育振興計画」を策定します。

(2) 学びのための施設整備

公民館・図書館等の社会教育施設について、誰もが学びの施設として利用できるように、市民からの要望や意見を取り入れながら整備を行います。

また、昨今はコミュニティセンターなど、多面的な付加価値のある施設が求められることから、複合施設の一部機能として公民館運営を行う形態も視野に入れ、市長部局と連携を図りながら協議を行っていきます。

- ① 湯布院地域複合施設建設に向けた整備検討
- ② 地区公民館の今後の運営形態に関する協議と検討
- ③ 知りたい・学びたいに応えられる図書館を目指した整備検討

(3) 自治公民館活動の推進

市内の自治公民館においては、地域によって様々な活動が行われています。そこで、自治公民館の役割を再確認し、地域コミュニティの中心は自治公民館であることを認識してもら

い、地域の人が繋がる拠点としての活動を行えるよう支援と体制づくりを行っていきます。

また、各町自治公民館連絡協議会の体制を維持しつつ、由布市自治公民館連絡協議会として研修の実施や情報交換の機会を提供することで、自治公民館活動を支援していきます。

- ① 由布市自治公民館連絡協議会の活用（各種研修）
- ② モデル自治公民館の認定・支援
- ③ 自治公民館活動等の支援（補助）

（４） まなびの情報誌の活用

各公民館利用団体の情報や主催講座の概要をまとめた情報誌を、年１回市内全戸配布することで、市民の学習活動への参加を促進するよう取り組んでいきます。

（５） 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援

社会教育関連団体（ＰＴＡ・青少年健全育成団体・女性団体等）については、お互いの課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるよう支援を行います。

また、積極的な生涯学習を行っているグループには社会教育支援団体登録を勧め、さらに幅広い学習機会の情報提供と社会教育施設を利用しやすい体制を整えます。

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (H29 年度)	中間年目標値 (H33 年度)	最終目標値 (H37 年度)
モデル自治公民館認定数（累計）	0 館	3 館	6 館
社会教育支援団体登録数 （構成員数）	7 4 (1,032 人)	7 6 (1,055 人)	8 0 (1,100 人)

第3節 学びと活動の充実

(1) 様々な要望に応じた講座等の実施

公民館講座後のアンケートなどで学習意識を調査し、市民のニーズにあった講座・教室を実施します。

- ① 調査の実施
- ② 調査の分析
- ③ 結果を受けての講座実施

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

生活に活かせる知識や経験の習得を促進するため、学習会・講座（公民館講座、家庭教育講座等）の中に学習内容を身近なものとしてとらえることのできる参加型体験学習を取り入れ、「学び」と「活動」の循環を形成します。また、現在の青少年を取り巻く環境の中では、社会や生活様式の多様化から体験学習の機会が減少しています。自然体験や生活体験を通して、人間関係を築く力、自ら問題の発見・解決に取り組む力を養います。

(3) 地域リーダーの育成

地域活力の維持・向上を図るため、住民が生きがいを持って地域活動に参画することができるよう、まちづくり・地域活性の核となる人材育成を行い、持続的発展に向けた学びを推進します。また、子ども達の自主・自立活動を支援するために、青少年リーダー研修会や交流会を継続的に実施するとともに、次世代の青少年リーダー育成のために広報・啓発活動に取り組みます。

- ① 地域人材の発掘と活用
- ② 各地域における青少年リーダーの組織化
- ③ 青少年リーダーの育成事業

(4) 地域協育の推進

各中学校区ネットワーク会議を中心として、学校支援・ゆふの寺子屋・家庭教育支援といった活動に取り組む中で、地域・学校・家庭が繋がりがあえる体制を強化します。また、コミュニティ・スクールが市内全校に導入されたことに伴い、各学校との連携を図り、諸課題に応じた学習機会の提供や、地域人材の拡充を促進します。

- ① 地域人材派遣による学校支援活動
- ② ゆふの寺子屋の実施（放課後子ども教室・土曜教室・中学生学び応援教室）
- ③ 家庭教育講座等による子育て中の保護者同士の繋がり・居場所づくり

(5) 人権教育の推進

すべての人々が安心して暮らせる社会を実現していくためには、だれもが相互に人権を尊重し合い、人権の問題を身近なものとしてとらえていくことが不可欠です。

近年では、インターネットを悪用した人権侵害や部落差別、特定の民族や国籍の人々に差別的行動（ヘイトスピーチ）など、人権問題も複雑化しています。対する市民それぞれが身近な

ものとして人権問題をとらえ、地域に住む人々が相互理解を深めていくために、人権課題をテーマとした講座を開催するとともに、家庭教育講座や体験学習などにも人権学習を取り入れ、幅広く人権教育の機会を提供していきます。また、人権同和対策課や関係団体と連携をし、学校教育機関や地域での学習会等の支援を行い、正しい知識を持って差別をなくしていこうとする住民の意識づくりに取り組みます。

(6) 子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動による読書習慣の形成を促進するために、発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりと子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備を行います。

また、現在の計画に継続して取り組みながら、子ども読書活動推進会議等で評価・検討し、平成32年度に第2次由布市子ども読書活動推進計画を策定します。

- ① 保護者対象の講座による読書の意義と読み聞かせの重要性に関する啓発
- ② 読書の推進に向けた学校図書室との連携
- ③ ボランティアグループによる図書館・学校等での読み聞かせ推進
- ④ 読書活動推進のための広報活動や図書通帳発行などによる読書環境整備

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (H29 年度)	中間年目標値 (H33 年度)	最終目標値 (H37 年度)
地域協育事業の取り組みに参加する地域住民の数（述べ人数）	3,300人	3,500人	3,700人
青少年リーダー育成数	19人	30人	35人
1ヶ月に3冊以上本を読む児童生徒の割合 上段：小5 下段：中2	77.7% 54.4%	80.2% 54.7%	83.4% 55.0%

第4節 文化の薫るふるさとづくり

(1) 文化財・伝統文化の保存と継承

由布市は、国指定文化財4件、県指定文化財18件、市指定文化財54件という重要な文化財を有しています。

文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために、「由布市文化財保存活用計画」を策定し、由布市の文化財の保存・活用に努めます。また、由布市の民俗文化財などの理解を深める拠点となる歴史民俗資料館活用のための調査・研究を行います。

埋蔵文化財については、開発事業の際に事業者と協議を行い情報の収集に努めます。また、協議内容によっては発掘調査を行い、遺跡の保存に努めます。

- ① 文化財の選定・指定・登録
- ② 文化財パトロールの実施
- ③ 文化財案内板の整備
- ④ 歴史民俗資料館活用のための調査・研究
- ⑤ 埋蔵文化財の保存
- ⑥ 「木綿の山通信」の提供

(2) 学習機会の提供

文化財に限らず由布市の自然、歴史、地域文化、まちづくり等を学ぶ学習機会を提供し、自分たちふるさとへの愛着と誇りを持つ人材の育成を行うとともに、多くの人が文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができるよう取り組みを進めます。

- ① 「由布の学び検定」の実施
- ② 「ふるさと文化探検部」の実施
- ③ 文化財を活用した学校等への学習機会の提供

(3) 芸術・文化活動への支援

市内に所在する各種団体に対する活動支援や活動機会等の情報提供を行い、発展・継続的支援を行います。

- ① 芸術・文化活動等を行う団体への支援（補助）
- ② 活動団体への各種情報提供

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (H29年度)	中間年目標値 (H33年度)	最終目標値 (H37年度)
指定文化財案内板・説明板等の設置数	44基	50基	58基
由布の学び検定の受検者数	0人	30人	50人
資料館、学校等での出前講座の回数	1回	3回	6回

第4章 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして

第1節 スポーツ振興の現状と課題

スポーツは、青少年の健全育成や地域間の交流、世代間の交流の人づくりと心身の健康保持・体力の向上、疾病の予防の健康づくりなど多様な役割を担っており、市民生活に大きな影響があります。市内には、スポーツ活動に取り組む関係団体である総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、体育協会が各種スポーツ大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーション活動が行われています。

すべての市民が、関心、目的、体力、健康の状態に応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるように環境の整備やスポーツイベントの充実を更に図っていく必要があります。

第2節 方向性と取組

スポーツ・レクリエーション活動は、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が仲間との交流、健康増進など多様な目的でスポーツ・レクリエーション活動に参加することで、生きがい、楽しさ、喜びを感じ、生活の豊かさを享受することができます。

本市では、スポーツ・レクリエーション活動に参加する人口の拡大を目指し、運動習慣の定着を図り市民が生涯に渡って健康で充実した生活を送ることができるよう、次の6つの基本目標を掲げ、施策の展開を図っていきます。

■目標指標

数値目標（成果指標）			
指 標 名	目標指標		
	基準値 (H29年度)	中間年目標値 (H33年度)	最終目標値 (H37年度)
市内スポーツ施設の 総利用者数（人）	262,865	266,000	270,000

（1） スポーツ関連施設の整備・充実

本市のスポーツ関連施設の多くが築30年以上経過し、老朽化が進んでいますが利用率は高く、市民の健康体力づくり、生涯スポーツの推進を図るうえからも利用者が安全に施設を利用できるよう個別調査に基づき、必要性、緊急性を考慮しながら公共施設等総合管理計画に沿って施設の整備、適正化を進めます。

（2） 団体及び指導者の育成

① 総合型スポーツクラブ

市民が身近に地域でスポーツに親しむことのできる環境として、「挟間地域」「庄内地域」「湯布

院地域」に総合型スポーツクラブ（表１）が設立されています。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する（多種目）、初心者から競技者までそれぞれの志向・レベル（多志向）という特徴を持っており、地域の実情に合ったスポーツ教室や体験教室、競技大会、交流活動が行われています。

これからも安定した運営が出来るようクラブとの連携を図ります。

（表１） 各地域の総合型地域スポーツクラブ

地 域	名 称	設立年月
挾 間	スポーツクラブHASAMA	平成２６年３月
庄 内	みことスマイルインクラブ	平成２２年３月
湯布院	NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ	平成２２年３月

■目標指標

指 標 名	数値目標（成果指標）		
	目標指標		
	基準値 (H２９年度)	中間年目標値 (H３３年度)	最終目標値 (H３７年度)
総合型地域スポーツクラブ の総会員数（人）	８０５	８８０	９５０

② スポーツ少年団

スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成を目的として地域にスポーツ少年団が構成されています。子どもの体力を向上させることは、次代を担う人づくりにも大きく寄与するものと考えられ、幼児期や学童期に日常的に体を動かし、運動の習慣化を図り運動嫌いをなくす取り組みが必要です。また、優れた指導者を養成するため各種講習会や研修会への参加を促し、保護者に対しては、家庭内での子どもの体力づくりや健康管理に関する意識の向上を図ります。

③ スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、スポーツ活動を推進するため市民へスポーツの実技指導や助言を行い、スポーツについての理解を深めることやニュースポーツの紹介、普及に努める役割を担っています。

スポーツ推進委員の先進的な取り組みが市民のスポーツ活動の牽引役となることから、資質の向上を図るため各種講習会、研修会への積極的な参加を促します。

（３） スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツは精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、心身の健全な発達を促すとともに地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

ライフステージが上がるにつれ、スポーツ活動への参加が減少する傾向があるため、時間や場所を工夫した取り組みが出来る環境の整備が必要です。

また、高齢者の生きがいづくりの観点からスポーツの果たす役割も大きく、効果として健康増進、健康寿命の延伸が期待されています。

平成25年からは「健康立市」として、健康マイレージ事業による健康イベントの推進、地域、職場、学校におけるラジオ体操の普及を図るなど、市民みんなが取り組むことのできる事業を実施しています。

今後も「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に向けてスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

(4) 合宿の誘致

宿泊施設を有する湯布院スポーツセンターは、人工芝球技場（第2競技場）、陸上競技場、第1球技場、体育館、ジョギングコースを備えており、設備は充実しています。

隣接する『ゆふの丘プラザ』と連携を取り、教育・スポーツ・研修等の幅広い合宿誘致活動を推進します。

2020年、東京オリンピック・パラリンピック代表選手の一流プレーを身近に感じる機会を増やすことは、スポーツに対する興味・関心を高めることにつながることから、県や競技団体と連携を図り合宿の誘致活動に取り組みます。

(5) スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

各地域で実施されているスポーツ大会は、スポーツを始めるきっかけづくり、参加者相互の交流の場、地域の融和と活性化づくりとしての役割を担っているため、各種スポーツ大会が継続して実施できるよう推進します。

市のスポーツ大会は各地域の市民が交流できる場であるため、開催日・競技種目を検討しながらスポーツに親しむイベントとして内容の充実を図ります。

(6) 競技スポーツの振興

オリンピック・パラリンピック等の国際大会及び国民体育大会・県民体育大会での由布市出身選手の活躍は市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味・関心を高め郷土愛を生み出すなど、活力ある健全な社会の形成につながるものです。

国民体育大会等の国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、県・体育協会・学校・競技団体との連携を図り、競技力の向上、トップアスリートの支援を行います。

県大会等の予選を勝ち抜き、全国大会以上の競技大会へ出場する小・中学生の支援を行っていますが、高校生・大学生・社会人への支援制度拡大等の検討を行います。

選手や指導者の士気高揚を図るため、トップアスリートやトップ指導者を招聘して、レベルの高いスポーツを近くで体感できる機会をつくり、競技力の向上に努めます。

